資本関係・人的関係がある複数の者の同一入札への参加制限について

八代市が発注する工事・工事関係業務委託において、入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係がある複数の者の同一入札への参加を制限します。

注意）　**入札参加資格審査申請システム**の**ＳＴＥＰ３系列会社届出入力**は、**工事・工事関係業務委託において、八代市競争入札参加資格有資格者間の関係を把握するためのものであり、今回、八代市競争入札参加資格申請を行わない子（親）会社、役員等の兼任については、入力の必要はありません。**

１　同一入札への参加を制限する基準

以下の（１）から（３）までのいずれかに該当する場合。

（１）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の関係にある場合。ただし、子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社。以下「子会社」という。）又は子会社の一方が更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更生会社。以下「更生会社」という。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

① 親会社（会社法第２条第４号に規定する親会社。以下「親会社」という。）と子会社の関係にある場合

② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

（２）人的関係

以下のいずれかに該当する二者の関係にある場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

① 一方の会社の役員が、他方の会社役員を現に兼ねている場合

② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

（３）その他の関係

上記（１）又は（２）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

２　基準の確認方法

入札参加資格審査申請システムの**ＳＴＥＰ３系列会社届出入力**の入力内容により確認します。

３　基準に該当する場合の取扱い

基準に該当する者のした入札は、無効として取り扱います。ただし、基準に該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはならないものとします。

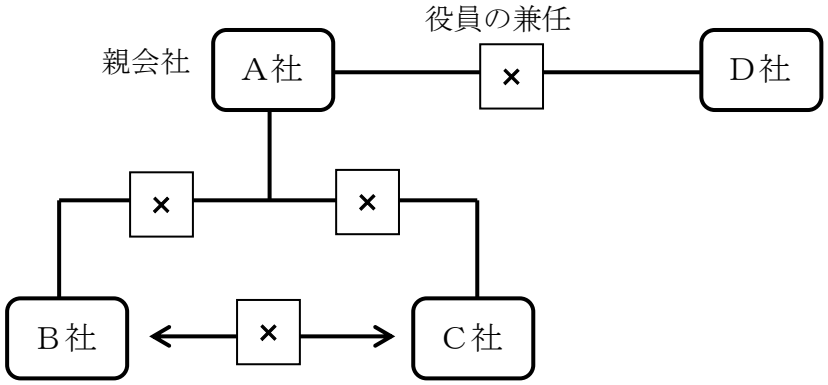
４　適用日

令和７年４月１日以後に指名通知を行う競争入札案件から適用します。

５　その他

資本関係又は人的関係に変更が生じた場合は、遅滞なく調書の届出が必要となります。

【 同一入札への参加が制限される事例 】



○　Ａ社とＢ社、Ａ社とＣ社は、親会社と子会社の関係であるため、同一入札案件への参加が制限されます。

○　Ｂ社とＣ社は、親会社を同じくする子会社同士の関係であるため、同一入札案件への参加が制限されます。

○　Ａ社とＤ社は、Ａ社の役員がＤ社の役員を兼ねているため、同一入札案件への参加が制限されます。